

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

・位置の概要

本市は、石川県のほぼ中央に位置し、県都金沢市の中心市街地から南西約5kmの距離にあり、北東部を金沢市、南西部を白山市に接している。

本市の面積は13.56km²（県域の0.32%）、東西4.5km、南北6.7kmの山や海の無い平坦地であり、本市の区域内の海拔最高は、49.6m（新庄地内の国土地理院基準点）である。

本市の人口は、令和2年国勢調査の確定数で57,238人であり、1km²当たりの人口密度は4,221人と県内ではもっとも高い。

野々市市役所の位置を経緯度でみると次のとおりである。

所在地……野々市市三納一丁目1番地

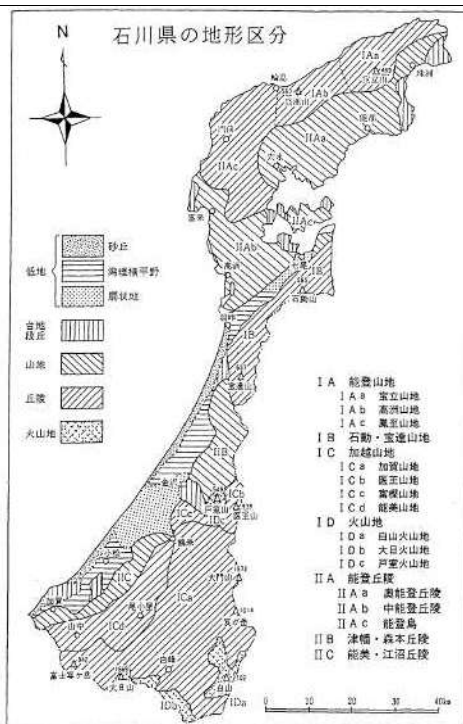
北緯……36度31分01秒

東経……136度36分48秒

・地形の区分

県内の地形区分は下表に示す4つに大別され、本市は「加賀低地区域」に含まれる。

ア 北・中部区域	北部区域	能登山地、能登丘陵、邑知低地帯
	中部区域	石動・宝達山地、津幡・森本丘陵
イ 南部区域		能美・江沼丘陵、加越山地
ウ 加賀低地区域		※ 北・中部区域は能登全域と加賀の北部を含む区域で、南部区域は金沢以南の区域、加越山地は福井・岐阜・石川・富山県にわたる加賀美濃山地の一部に相当する区域をいう。



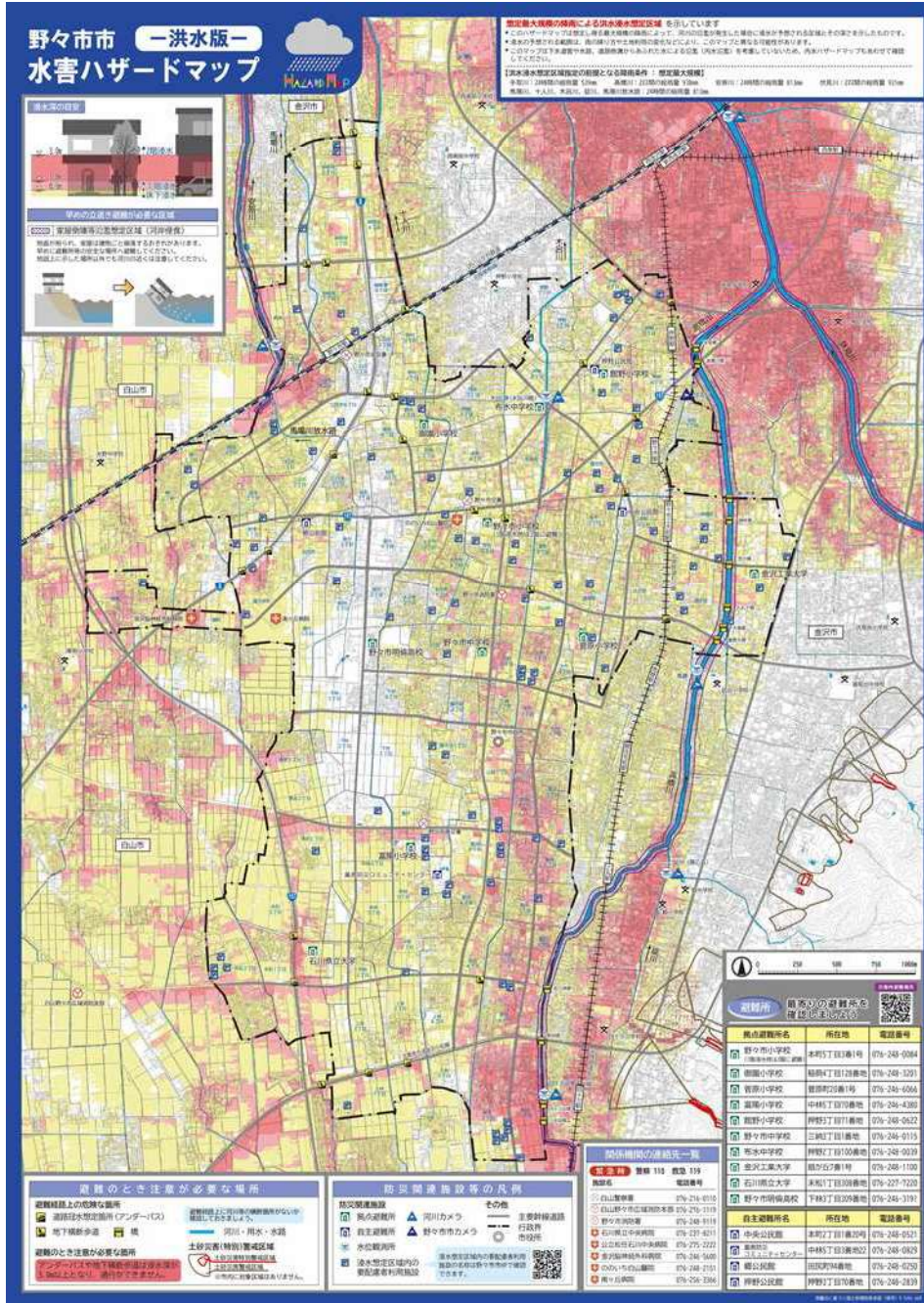
(洪水：ハザードマップ)

想定し得る最大規模の降雨により、市内河川が氾濫した場合の浸水想定をハザードマップ（洪水版）にて示す。

【想定する総雨量】

手取川：539mm（24時間）、高橋川：938mm（2日間）、安原川 813mm（24時間）

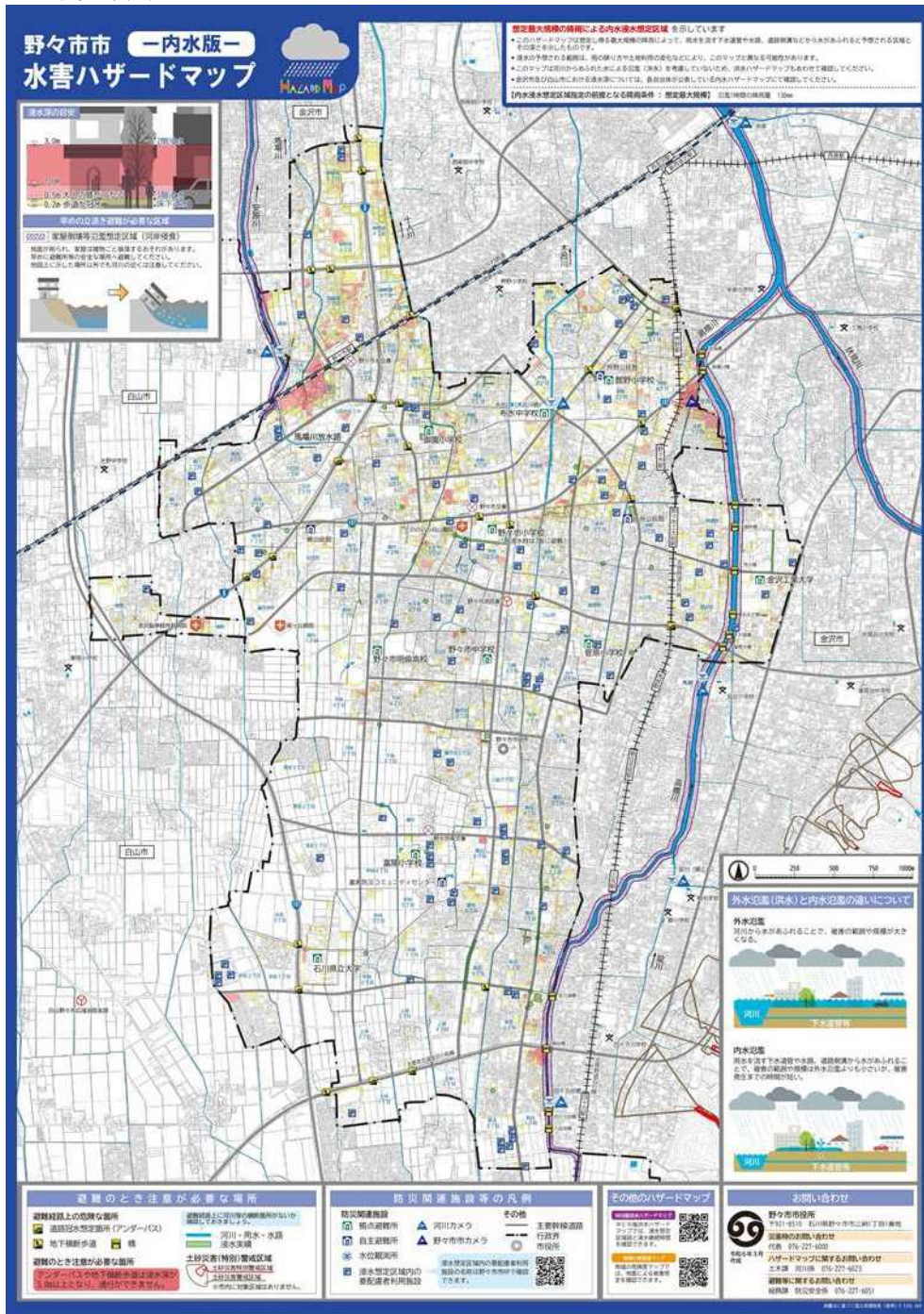
伏見川：931mm（2日間）、馬場川・十人川・木呂川・碓川・馬場川放水路：813mm（24時間）



併せて、想定し得る最大規模の降雨により、内水が氾濫した場合の浸水想定をハザードマップ(内水版)にて示す。

【想定する総雨量】

1時間の降雨量 130mm



(土砂災害：ハザードマップ)

当市全域が平野に位置するため被害想定なし

(地震：石川県地震被害想定調査)

令和7年5月に公表された「石川県地震被害想定調査」結果（石川県地域防災計画の被害想定に反映）に基づいて、地震の発生確率が最も高く、かつ、野々市市にとって最も被害が大きいとされる、森本・富樫断層帯を震源とし、冬の朝5時に発生した場合の被害について記述する。

ア 地震による被害想定

(森本・富樫断層帯を震源とする地震が冬・朝5時・強風下で発生)

被害種別		野々市市	石川県(参考)
建物被害 (全壊・全焼)		1,281 棟	46,947 棟
要因別	揺れ	1,103 棟	38,100 棟
	液状化	13 棟	5,364 棟
	急傾斜地崩壊	0 棟	88 棟
	地震火災	166 棟	3,394 棟
建物被害 (半壊)		1,662 棟	55,359 棟
人的被害 (死者)		61 人	2,212 人
要因別	建物倒壊	57 人	2,029 人
	急傾斜地崩壊	0 人	8 人
	地震火災	1 人	94 人
	ブロック塀・自動販売機等転倒、 屋内収容物移動・転倒	3 人	81 人
人的被害 (負傷者)		402 人	9,344 人
災害関連死		17~33 人	384~768 人
ライフライン被害	上水道 (断水人口)	56,710 人	787,105 人
	下水道 (支障人口)	58,634 人	760,004 人
	電力 (停電戸数)	21,264 戸	296,040 戸
	固定通信 (不通回線)	13,018 回線	211,413 回線
	携帯通信 (停波基地局率)	81.4 %	59.7 %
交通施設	道路被害	2 箇所	58 箇所
	橋梁被害	0 箇所	120 箇所
避難者 (1週間後)		8,264 人	191,898 人
孤立集落		0 箇所	56 箇所

ただし、断層の連動等により地震の規模が大きくなり、建物被害、死傷者数等が想定より増えることが考えられるため、被害想定に捉われることなく防災対策に万全を期すものとする。

イ 津波による被害

津波被害については、平成23年度に石川県が調査した津波による浸水想定区域外であり、海岸線から一番近い御経塚地内で距離約4キロ、海拔約9mという地理的状況であることから、本市の区域内に大きな被害はないと想定されている。

ウ 原子力災害による被害

国においては、原発から5kmの範囲を緊急事態に基づき、直ちに避難等を実施する区域(PAZ)、概ね30kmの範囲を避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域(UPIZ)とし、原子力災害対策を重点的に実施することとしており、本市においては、北陸電力志賀原子力発電所から約60km、日本原子力発電敦賀発電所から約100kmの距離があるため、放射性物質等による深刻な被害が発生する可能性は低いとされている。

(その他)

本市に最も近い気象庁の観測地点である金沢地方気象台における本市の年間平均気温の平年値(1991年～2020年の30年間の平均)は、15.0℃、月別平均気温では最低が1月の4.0℃、最高は8月の27.3℃となっている。また、年間平均降水量の平年値は、2,401mmであり、日最大降水量は332.0mmである。

冬は、大陸の優勢な高気圧から吹き出す強い北西の季節風が日本海を吹走中に水蒸気を補給し、県内に雨や雪を降らせる。北陸地方は、日本有数の多雪地で雪害をもたらすが、貴重な水資源でもある。

3月に入るとフェーン現象により空気が乾燥するので火災が発生しやすくなる。

6月になるとオホーツク海高気圧が停滞して強まり、太平洋高気圧との間に梅雨前線が形成され、北陸地方も6月中旬前半に梅雨入りし、梅雨の明ける7月下旬前半まで梅雨空が続き、特に梅雨末期には、豪雨に見舞われて、被害を引き起こすことがある。

9月に入ると、太平洋高気圧が後退し始め、本州の南岸に秋雨前線が停滞して天気の悪い日が多く、冬季を除くと7月と9月は、降水量が多い。また、台風が日本に上陸するようになる。

11月になると大陸の高気圧が発達するようになり、しぐれ現象が始まり、やがて平野部でも初雪が降り冬を迎える。(※観測データは、金沢地方気象台資料)

(感染症)

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 1,735人
- ・ 小規模事業者数 1,458人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	347	336	市内に広く分散している
	製造業	106	92	工業団地はなく市内に広く分散している
	卸・小売・飲食店	627	453	旧北国街道、野々市中央通り沿いの他、市内に広く分散している
	サービス業	506	442	市内に広く分散している
	その他事業	149	135	市内に広く分散している

(3) これまでの取組

① 当市の取組

・ 地域防災計画の策定

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、地震、洪水等の災害から市民の生命、身体及び財産を保護するために必要な事項について定め、防災対策に万全を期し、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目的に策定し、必要に応じて見直しを行っている。

地域防災計画では、災害による被害の軽減を図るため、防災関連施設の整備、平常からの防災訓練、市民への防災知識の普及等に関する「災害予防計画」と災害時における初動期の対策及び応急対策など、被害の拡大防止に関する「災害応急対策計画」、被災者の生活安定と社会経済活動の早期回復のための「復旧・復興計画」が災害のケースごとに記載されている。

- ・水防実施計画の策定

水防法及び石川県水防計画の定めるところにより、市内の河川等の氾濫を警戒し、洪水を防御するとともに、これによる被害を軽減することを目的として、水防に関する必要な事項及び具体的な実施要領を定め、水防活動に万全を期している。

- ・総合防災訓練の実施

災害対策本部運営訓練及び職員参集訓練を実施し、災害発生時における実際の行動に即した訓練を実施することにより、初動体制の強化を目指している。

また、災害発生時の避難所運営は市民が主体となり実施することから、拠点避難所ごとに町内会長、防災士を中心とした拠点避難区防災会を開催し、防災訓練の企画・運営、地域の課題の情報共有等を実施し、地域防災力の強化を目指している。

- ・備蓄品の整備

災害応急対策に必要とされる備蓄物資について、計画に基づいて整備している。

- ・防災情報冊子の配布

災害の被害を減らすためには、日頃からの自助・共助の意識と災害から命を守るための学習が重要である。災害から身を守るための行動と備えについて、市民にわかりやすく伝えるため、「野々市市くらしのガイドブック（防災ガイド）」を配布している。（令和3年5月に全戸配布）

- ・感染症対策

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小にすることを目的に、野々市市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定している。また、この行動計画に基づき、新型コロナウイルス感染症の対策を行っている。

②当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知

平成30年5月に、中小企業庁が作成する支援機関向け中小企業BCP支援ガイドブックが商工会の全経営指導員に配布され、事業継続力強化計画の国の認定制度がスタートして以降、事業所巡回時に「防災」及び「災害時における事業継続の必要性」についての啓蒙と同計画への取組みを推進しているところである。

- ・事業者BCP策定セミナーの開催

令和6年11月に野々市市商工会の地域活性化委員会が主体となり、「能登半島地震に学ぶ震災対策セミナー」を開催し、実際に被災された酒造会社の代表から話を聞き、事業者の意識啓蒙を図った。また、令和7年12月には「災害時に生命と財産を守り事業を継続するためのセミナー」を開催し、地域活性化委員会の委員4事業所が実際に事業者BCPを策定し、防災対策の重要性について学んだ。来年度以降は、更に商工会員全体への意識向上と啓蒙を図っていく。

- ・商工会が扱う休業対応応援共済やビジネス総合保険への加入推進

事業所の災害による休業リスクに対応するため、全日本火災共済協同組合連合会が扱う「休業対応応援共済」や全国商工会連合会の商品で、事業者の事業活動を包括的にカバーする「ビジネス総合保険（引受保険会社：東京海上日動、損保ジャパン日本興亜、三井住友海上、あいおいニッセイ）」を用意し、会員事業所へ加入推進を行っている。

③当会の令和6年能登半島地震への対応

- ・地区内事業者の被害状況の調査

会員事業者へ電話連絡を行い、被害状況の調査を行った。

- ・ 地区内事業者の相談対応及び支援
国、県の被災事業者向け支援制度をホームページや会報で周知し、相談対応を行った。
- ・ 被災した商工会への応援支援
石川県商工会連合会が主体となって被災商工会への応援派遣を行い、当会経営指導員が派遣された。

II. 課題

現状では、消防計画に基づいた防災計画にとどまっており、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

感染症対策においても、地域内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンスとして休業対応応援共済やビジネス総合保険などの保険の必要性を周知するなどが必要である。

市民レベルでの防災意識の向上は進みつつあるものの、野々市市の事業所レベルでのBCP策定に対する意識はまだ低く、さらなる啓発活動が必要な状況である。

令和6年能登半島地震のような甚大な被害が発生した場合、商工会自体も被災するため、支援機関としての機能が著しく低下する恐れがある。

そのため、商工会連合会・県・市・国等と連携した緊急的な支援体制の構築を行う必要がある。

令和6年能登半島地震では、元旦に発生したこともあり、職員の家族も含めた安否確認や住居等の被害状況把握に時間を要した。緊急時に稼働できる連絡体制の構築のみならず、平時から災害時の対応に関する意識づけが課題である。

また、管内事業者の迅速な被害状況把握も課題である。当会には約950事業所の会員がおり、全ての安否確認、被害状況把握は相当な時間を要すると推測される。平時から事業者の状況確認がしやすい体制づくりが今後の課題である。

III. 目標

- ・ 事業者に対して自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 管内事業所の事業者BCP策定を支援し、セミナーを年間1回程度開催する。
- ・ 平日・休日を問わず、災害時における連絡体制を円滑に行う為、当会と関係機関(県・市・商工会連合会)との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また管内において感染症発生時には速やかに拡大防止策を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。(感染症は「発生期」と「まん延期」の期間に応じた対策を構築することが有効)
- ・ 事業所の災害リスクを軽減させるため、対応した保険や共済への加入推進を強化する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・野々市市商工会と野々市市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知（野々市市商工会、野々市市）

- ・巡回時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害リスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、共済や保険への加入等)について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、共済や保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成（野々市市商工会）

- ・野々市市商工会は令和7年度に事業継続計画を作成(別添)。

3) 関係団体等との連携（野々市市商工会、野々市市）

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ（野々市市商工会）

- ・巡回時に事業所BCP等の取組状況を事業所にヒアリングし確認
- ・地域内での事業継続力強化計画策定数の状況や改善点について野々市市と協議を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施（野々市市商工会、野々市市）

- ・自然災害(マグニチュード7.2の地震又は手取川・高橋川・伏見川・安原川の氾濫による洪水等)が発生したと仮定し、野々市市との連絡ルートの確認を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認（野々市市商工会、野々市市）

- ・発災後は野々市市商工会では事務局長が統括となり職員の安否確認を行う。野々市市では地域政策部長が統括となり、関係職員の安否確認を行う。
(必要に応じて、SNSや電話等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を野々市市商工会と野々市市で共有する。)
- ・新型インフルエンザ等特別措置法第32条に基づき、政府による「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出た場合や県が対策本部を設置した場合には、野々市市は新型インフルエンザ

等対策本部を設置し、野々市市商工会は市対策本部の対応方針に基づき、感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定（野々市市商工会、野々市市）

- ・野々市市商工会と野々市市の間で、県・商工会連合会とも情報共有しながら、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨による例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身が進まず安全確保をし、警戒解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する場合等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、自然災害発生から、おおむね24時間以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・管内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・管内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、比較的大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が分断されており、確認が出来ない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・管内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・管内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、比較的大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない

- ・本計画により、野々市市商工会と野々市市は以下の間隔で必要に応じて被害情報を共有する。

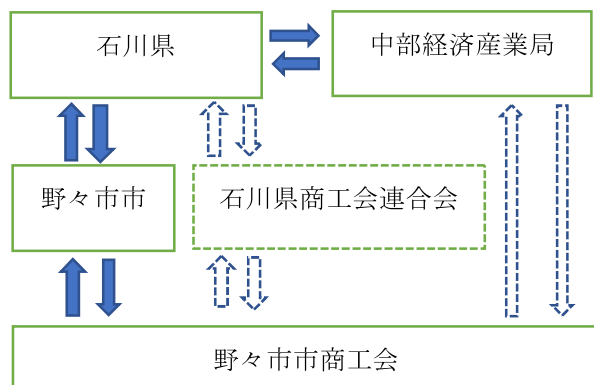
発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・病原性が高く感染拡大の恐れのある新感染症が発生した場合には、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び「野々市市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行う。野々市市商工会においては、交代勤務を導入する等の体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉（野々市市商工会、野々市市）

- ・平日・休日を問わず、自然災害発生時に、管内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動範囲と内容について確認しておく。
- ・野々市市商工会と野々市市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算出方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・自然災害発生から、おおむね3日以内に、県の指定する様式にて、地区内事業者の被害額の算定を行い、当会と当市で共有する。
- ・野々市市商工会と野々市市が共有した情報は、必要に応じて、速やかに石川県及び石川県商工会連合会へ報告する。
- ・感染症の感染拡大に伴い社会的影響が生じている場合、必要に応じて、野々市市商工会と野々市

市が共有した情報を石川県の指定する方法にて野々市市商工会又は野々市市より石川県へ報告する。



〈4. 応急対応時の管内小規模事業者に対する支援〉(野々市市商工会、野々市市)

- ・ 窓口相談の開設方法について、県及び野々市市と協議する(野々市市商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)
- ・ 安全性が確認された場所において、必要に応じて相談窓口を設置する。
- ・ 管内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策(国や県、市の施策)について、管内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の感染拡大の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援制度の案内や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 管内小規模事業者に対する復興支援〉(野々市市商工会、野々市市)

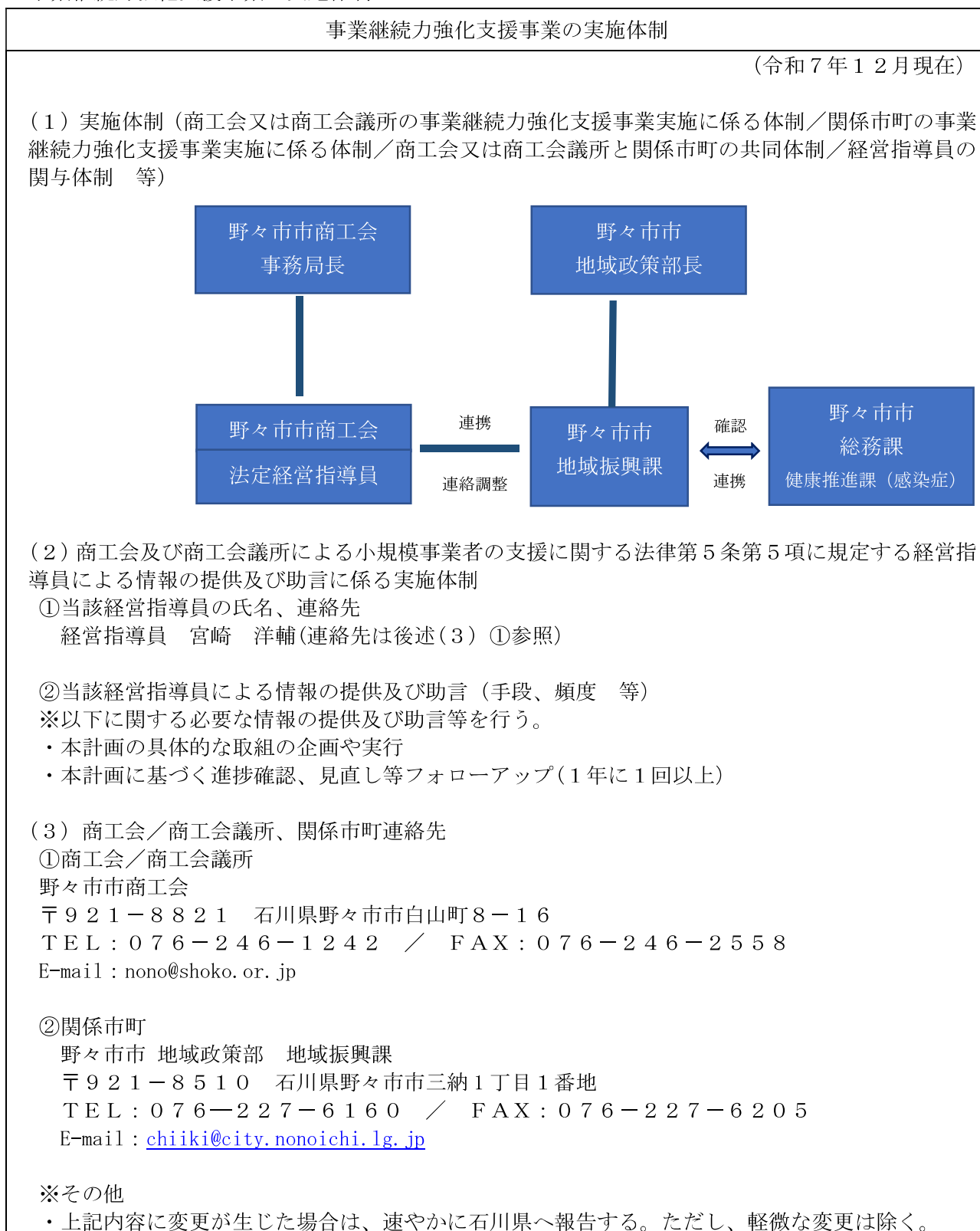
- ・ 石川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 当会の被害が小さく、職員の応援派遣が可能な場合は、被災商工会、県、商工会連合会などからの求めに応じて、被災地への応援派遣を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を石川県等に相談する。
- ・ 発災後の各種支援制度(融資制度、補助制度等)について、国の機関や石川県等を通じて当会・当市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合には、速やかに石川県へ報告する。ただし、軽微な変更は除く。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・専門家派遣等	0	0	0	0	0
・セミナー開催	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
・その他防災、感染症対策費等	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、野々市市補助金、石川県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

